

住宅つなぎローン(有担保型)のご案内

「住宅つなぎローン(アプラスブリッジローン)」は、住宅ローンの融資実行時まで、住宅建築における「土地購入代金」「建物建築代金(着工金・中間金・竣工金)」が必要なお客さまをサポートいたします。

「お申込みの流れ」および「資料請求」については裏面をご覧ください。

◆土地購入代金・建物建築着工金・建物建築中間金 建物建築竣工金をご融資!

※ご融資の範囲に一定の条件がございます。

◆ご融資金額 500万円以上 1億円以内

※金融機関の住宅ローン融資内定通知に記載の融資予定額を超えない範囲。

◆ご融資金利(固定金利)

① 団信無し型: 短期プライムレート(*) + 年0.500%

② 団信付保型: 短期プライムレート(*) + 年0.900%

*短期プライムレートは、ご融資実行日の(株)三菱UFJ銀行の短期プライムレートとなります。

※ご融資金利はお申込み時点ではなく、ご融資実行日の金利が適用となります。

※上記の金利は融資事務手数料を含め、実質年率15.000%以下となります。

◆アプラスへのご来店は不要

※お申込みからご融資、ご返済までを郵送とお電話にてお手続きいたします。



アプラスブリッジローン商品概要

商品名	アプラスブリッジローン
お申込み資格	金融機関から、住宅ローンのご融資が内定されているお客さま
資金使途	土地購入代金、建物建築着工金、建物建築中間金、建物建築竣工金、土地購入代金・建物建築に関する諸費用 <初回融資時のみ> 本商品の融資事務手数料、印紙代(本商品分) <土地購入代金> 印紙代(土地売買契約書分)、登記費用、不動産仲介手数料 <建物建築着工金> 外構工事代、既存建物の解体費工事代、印紙代(請負契約書分)、各種検査費用(建築確認申請等) <建物建築中間金> 各種検査費用(中間検査申請等) <建物建築竣工金> 登記費用、各種検査費用(完了検査申請等) ※建物建築竣工金のみのご利用はできません。
対象地域	全国(ただし、一部の地域を除きます。)
融資金額	500万円以上1億円以内(1万円単位) (ただし、金融機関等が発行する「融資証明書」に記載された住宅ローン予定額を超えない範囲で、以下の要件を満たす必要がございます。) <土地購入代金> 売買契約金額の100%以内 <建物建築着工金> 建築請負契約書に記載されている建築請負契約金額の35%以内+諸費用 <建物建築中間金> 建築請負契約書に記載されている建築請負契約金額の70%以内(着工金を含む)+諸費用 <建物建築竣工金> 建築請負契約書に記載されている建築請負契約金額の100%以内(着工金・中間金を含む)+諸費用
返済期間	「アプラスブリッジローン」の第1回目のご融資実行日から12ヶ月以内で、かつ金融機関の住宅ローン融資実行日までとします。
返済回数/返済方式	1回払い/元利一括返済方式(元金据置型利息後払い) ※ 利息(融資事務手数料等を除く)を後払いとし、返済日に元利金を一括返済いただきます。
貸付利率	固定金利: 短期プライムレート+年0.500%(団信無し型の場合) ※ 団信付保型の場合、貸付利率が年0.400%上乘せとなります。 ※ 短期プライムレートは、ご融資実行日の(株)三菱UFJ銀行の短期プライムレートとなります。 ※ 金融情勢の変動により、利率等が変更になる場合がございます。
融資事務手数料	165,000円(税込) ※初回ご融資時に、ご資金から差引きさせていただきます。なお、諸費用としてお借入れも可能です。
遅延損害金率	14.000%(実質年率)
繰上返済手数料	不要
融資形態	証書貸付(最大4回まで分割ご融資可能) ※ 金銭消費借契約は1契約となります。
融資時期	土地購入代金: 購入代金決済日(=所有権移転登記日) 建物建築着工金: 建築確認済証もしくは基礎配筋現場検査に関する通知書等取得日以降 建物建築中間金: 上棟写真(上棟部、看板、全景)もしくは中間現場検査に関する通知書等取得日以降 建物建築竣工金: 竣工現場検査の合格日以降
担保	弊社を第1順位とする抵当権(仮登記)を設定していただきます。土地購入代金ご融資の際の所有権移転登記ならびに、抵当権(仮登記)の設定は、当社指定の司法書士をご利用いただけます(費用はお客さまのご負担となります)。
保証人	住宅ローンの連帯保証人(連帯債務者を含む)予定者には「アプラスブリッジローン」の連帯保証人になっていただきます。
必要書類	アプラスブリッジローン借入申込書、本人確認書類、収入証明書類、不動産関連書類、諸費用の疎明資料、団体信用生命保険加入申込書兼告知書(団信付保型の場合)等
その他	弊社所定の審査がございます。審査の結果によって、お取扱いできない場合がございますのでご了承ください。本商品は住宅工事請負業者様によってはご利用いただけない場合がございます。なお、本チラシに関してご不明な点は、下記お問合わせ先までお尋ねください。



SBI新生銀行グループ

<お問合わせ先>

株式会社アプラス ハウジングローンセンター

0570-550-035 Fax: 03-6739-5657

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

(受付時間 9:30~17:30 土日祝休)

◎お電話の際は番号をお確かめのうえ、おかけ間違いにご注意ください。

株式会社アプラス

登録番号:近畿財務局長(6)第00810号

日本貸金業協会会員 第005541号



【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】

貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051

＝契約内容を確認し、収支バランスを考え、無理のないご返済計画を。＝

アプラスブリッジローン借入申込書

0686-7352

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報の取扱に関する同意条項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします

※申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入ができないことがあっても何ら異議はありません。また契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

※下記項目はお申込者をご記入ください。

お申込日	年	月	日
------	---	---	---

お申込者	フリガナ			押印欄(捺印可) 	性	① 男	生年月日	昭和	平成	年	月	日
	お名前				別	② 女		(満)				
	フリガナ			自 宅								
	ご住所	[][]-[][]-[][][][]		携 帯								
ご家族	配偶者	①有	②無	健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入							
	子 供	①有()人 ②無			⑤その他()							
家 族	①同居 ②別居											
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅						居住年数	年	ヶ月			
										⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)		

お勤め先	フリガナ			雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員			
	名称			⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員				
	フリガナ			⑩会社役員 ⑪その他()				
	また屋号							
所在地	(〒 -)		資本金	百万円				
電話番号			部署名					
自営業の方のみ	開業/設立年月	(西暦)	年商	勤続年数	年	ヶ月		
上記以外(該当の方のみ)	年金・不動産賃料等の収入のある方	→		①国民年金 ②共済年金 ③厚生年金 ④その他年金 ⑤不動産賃料収入 ⑥その他()				

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs (Politically Exposed Person) に関する確認事項について

お客さまは、以下の ① または ② のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

① 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

② 上記①に掲げる者の家族(配偶者(事実婚、同性パートナーを含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

いいえ	はい	「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および職位名を具体的に右記にご記入ください。	(国名)
			(職位)

ブリッジローンについてのお問い合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
 ☎ 0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)
 FAX : 03-6739-5657
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れないようご記入ください。

お申込者の税込年収	お申込者のご利用中の他社借入金額(無担保借入)
万円	有 (件 万円) ・ 無

団信(団体信用生命保険) ※いずれにも○印の無い場合は、団信は「付保しない」ものとみなします

団信 ➡ 付保する ・ 付保しない
 団信加入審査等で不加入となった場合
 ➡ 付保しないでブリッジローンを申込み ・ ブリッジローンの申込みをキャンセル

所要資金	内訳	金額	資金計画	内訳	金額	借入名義
	土地売買契約書金額	万円		①住宅ローン(融資承認額)	万円	本人・()
	建物請負契約書金額	万円		②住宅ローン(融資承認額)	万円	本人・()
	その他の諸費用	万円		その他の借入()	万円	本人・()
	合 計	万円		自己資金	万円	住宅ローン金融機関
			合 計	万円		



借入希望内容			
借入希望合計金額※	万円	※下記1～4の「融資上限金額」の合計額とし、住宅ローン承認額を上限とします。	
資金使途	融資上限金額	借入希望日	返済予定日
1 <input type="checkbox"/> 土地取得資金	売買契約金額×100%+諸費用	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
2 <input type="checkbox"/> 着工資金	建築請負契約金額×35%以内+諸費用	西暦 年 月 日	
3 <input type="checkbox"/> 中間資金	建築請負契約金額×70%以内(着工資金を含む)+諸費用	西暦 年 月 日	
4 <input type="checkbox"/> 竣工資金	建築請負契約金額×100%以内(着工・中間資金を含む)+諸費用	西暦 年 月 日	

物件情報	土地購入時期	年 月	請負・売買契約締結日	年 月	着工予定	年 月	竣工予定	年 月
	建築敷地登録簿所在地・地番・(マンション名 / 部屋番号)							

土地仲介業者	フリガナ				ご担当者名			
	名 称	/			TEL			
	住 所 所 在 地				FAX			

工事請負業者	フリガナ				ご担当者名			
	名 称	/			TEL			
	住 所 所 在 地				FAX			

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者をご記入ください。

お申込者			
連帯保証人予定者	フリガナ		
	お名前	性 ① 男 ② 女	生年月日 昭和・平成 年 月 日 (満 歳)
	フリガナ	申込者との関係	
	ご住所	自宅電話番号	
		携帯電話番号	
	ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有()人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類 ①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→[売却予定・賃貸予定・その他]		居住年数 年 月
年金・不動産賃料等の収入のある方	①国民年金 ②共済年金 ③厚生年金 ④その他年金 ⑤不動産賃料収入 ⑥その他()		

連帯保証人予定者お勤め先	フリガナ 名称 または 屋号	雇用形態 ①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑥自営業 ⑦自由業 ⑧公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()		
	フリガナ	資本金 百万円		
	所在地	部署名		
	電話番号	役職		
	自営業の方のみ	開業/設立年月 (西暦) 年 月	年商 百万円	勤続年数 年 月

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れないようご記入ください。

連帯保証人予定者の税込年収	連帯保証人予定者のご利用中の他社借入金額(無担保借入)
万円	有 (件 万円) ・ 無

<アプラス使用欄>

--	--	--

【1ページ目】

株式会社アプラス 御中

アプラスブリッジローン借入申込書

私たち申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、別紙「借入条件」、「個人情報取扱に関する同意事項」をよく読み同意のうえ、申込みをいたします
 ※申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入ができないことがあっても何ら異議はありません。また契約不成立時に申込書等が返却されないことに異議はありません。

※下記項目はお申込者をご記入ください。

お申込日 20XX年 XX月 XX日

ペアローンの場合、お二人のうちどちらか一方がお申込者となり、もう一方が連帯保証人になります。

住所は正しくご記入ください。マンション名、部屋番号まで必ず漏れないようご記入ください。

お申込日をご記入ください。

ご自宅に固定電話の無い方や携帯電話をお持ちでない方はいずれかの電話番号をご記入ください。

フリガナ お名前	トウキョウ タロウ 東京太郎	性 別	① 男 ② 女	生 年 月 日	(昭和)・(平成) XX年XX月XX日 (満 35歳)
フリガナ ご住所	トウキョウチュウオウクニホンバシ-XX-X OOマンションXX号室 000-0000	自 宅 電 話 番 号	03 XXXX XXXX	携 帯 電 話 番 号	080 XXXX XXXX
ご家族 現在のお住まい	配偶者 ①有 ②無 子 供 ①有(1)人 ②無 家 族 ①同居 ②別居	健康保険の種類	①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()	現在の お住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)
フリガナ お勤め先	トウキョウショウジカバシキガイシャ 東京商事株式会社	雇 用 形 態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()	資 本 金	20 百万円
フリガナ お勤め先	トウキョウトチヨダクソトカンダX-XX-X (〒000-0000)	部 署 名	営 業 部		
電話番号	03 XXXX XXXX	役 職	主 任		
自営業の方のみ	開業/設立年月 (西暦) 年 月 年商 百万円	勤 続 年 数	10 年 3 ヶ月		
上記以外(該当の方)	①年金・不動産賃料等の収入のある方	①国民年金 ②共済年金 ③厚生年金 ④その他年金 ⑤不動産賃料収入 ⑥その他()			

右記の法律に基づきお尋ねします。記載内容をご確認のうえ、必ずご記入ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください。

外国PEPs (Politically Exposed Person) に関する確認事項について

お寄せは、以下の 1 または 2 のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

1 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 我が国における内閣総理大臣その他の閣内大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全權大使・特命全權公使、特派大使、政府代表又は全權委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 上記 1 に掲げる者の家族(配偶者(事実婚、同性パートナーを含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

「はい」に○をされた方は、上記のいずれかに該当するかその国名および(職位) **アメリカ合衆国**
 (職位) **中央銀行の職員の子**

ブリッジローンについてのお問い合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
 ☎ 0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)
 FAX : 03-6739-5657
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

【2ページ目】

団信付保を希望されるか否かをお選びください。仮に団信加入審査等で不加入となった場合は、団信を付保しないで申込みか、申込自体をキャンセルするかもあわせてお選びください。

物件取得にかかる所要資金と資金計画をご記入ください。

該当する資金用途にを入れてください。あわせて借入ご希望日とご返済予定日をご記入ください。

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れがないようご記入ください。

お申込者の税込年収 500 万円	お申込者のご利用中の他社借入金額(無担保借入) 有 <input type="radio"/> 1 件 50 万円 無 <input type="radio"/>
----------------------------	---

● 団信(団体信用生命保険) ※いずれにも〇印の無い場合は、団信は「付保しない」ものとみなします

団信 付保する 付保しない
 団信加入審査等で不加入となった場合 付保しないでブリッジローンを申込み ブリッジローンの申込みをキャンセル

内訳	金額	内訳	金額	借入名義
土地売買契約書金額	1,500 万円	①住宅ローン(融資承認額)	2,000 万円	本人・()
建物請負契約書金額	2,000 万円	②住宅ローン(融資承認額)	1,500 万円	本人・(妻)
その他の諸費用	500 万円	その他の借入()	0 万円	本人・()
合計	4,000 万円	自己資金	500 万円	住宅ローン金融機関
		合計	4,000 万円	XX銀行

↓

借入希望内容			
借入希望合計金額※	3,500 万円	※下記1～4の「融資上限金額」の合計額とし、住宅ローン承認額を上限とします。	
資金用途	融資上限金額	借入希望日	返済予定日
1 <input checked="" type="checkbox"/> 土地取得資金	売買契約金額×100%+諸費用	西暦20XX年XX月XX日	西暦20XX年XX月XX日
2 <input checked="" type="checkbox"/> 着工資金	建築請負契約金額×35%以内+諸費用	西暦20XX年XX月XX日	
3 <input checked="" type="checkbox"/> 中間資金	建築請負契約金額×70%以内(着工資金を含む)+諸費用	西暦20XX年XX月XX日	
4 <input type="checkbox"/> 竣工資金	建築請負契約金額×100%以内(着工・中間資金を含む)+諸費用	西暦 年 月 日	

複数口に分けて借入される場合(ペアローン等)は、2段に分けてご記入ください(記載例はペアローンご利用の場合)。

物件情報	土地購入時期	20XX年XX月	請負・売買契約締結日	20XX年XX月	着工予定	20XX年XX月	竣工予定	20XX年XX月
	建築敷地登録簿所在地・地番・(マンション名 / 部屋番号) 東京都中央区新川X-X-X-X							
土地仲介業者	フリガナ	トウキョウブドウサン		ニホンバシ		ご担当者名		
	名称	東京不動産		日本橋		田中		
	住所	東京都中央区日本橋X-X-X-X						
工事請負業者	フリガナ	トウキョウコムテン		カンダ		ご担当者名		
	名称	東京工務店		神田		鈴木		
	住所	東京都千代田区外神田X-X-X-X						

ブリッジローンについてのお問い合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
 ☎ 0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)
 FAX : 03-6739-5657
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

【3ページ目】

本ページは連帯保証人予定者がいる場合、その方がご記入ください。
 なお、住宅ローンのお申込みで連帯債務者となられた方は、全て連帯保証人となっていただきます。

※連帯保証人がいない場合は以下の記入は不要です。下記項目は連帯保証人予定者がご記入ください。

住所は正しくご記入ください。マンション名、部屋番号まで必ず漏れがないようご記入ください。

ご自宅に固定電話の無い方や携帯電話をお持ちでない方はいずれかの電話番号をご記入ください。

お申込者	東京 太郎		
フリガナ	トウキョウ	ハナコ	性 ① 男 ② 女 (昭和・平成) 生年日 XX年XX月XX日 (満33歳)
お名前	東京 花子		
フリガナ	トウキョウチュウオウクニホシバシX-XX-X	〇〇マンションXXゴウシツ	申込者との関係 妻
ご住所	〒000-0000	東京都中央区日本橋X-XX-X 〇〇マンションXX号室	自宅電話番号 03 XXXX XXXX 携帯電話番号 080 XXXX XXXX
ご家族	配偶者 ①有 ②無 子供 ①有()人 ②無 家族 ①同居 ②別居	健康保険の種類 ①国民健康保険 ②社会健康保険 ③組合健康保険 ④未加入 ⑤その他()	
現在のお住まい	①アパート ②借家 ③寮・社宅・官舎 ④賃貸マンション ⑤公営住宅 ⑥戸建・分譲マンション(家族所有) ⑦戸建・分譲マンション(自己所有)→(売却予定・賃貸予定・その他)	居住年数	5年0ヶ月
年金・不動産賃料等の収入のある方	①国民年金 ②共済年金 ③厚生年金 ④その他年金 ⑤不動産賃料収入 ⑥その他()		

フリガナ	トウキョウショウジカブシキガイシャ	雇用形態	①正社員 ②契約社員 ③一般派遣社員 ④パート社員 ⑤アルバイト ⑦自営業 ⑧自由業 ⑨公務員 ⑩会社役員 ⑪その他()
名称または号	東京商事株式会社	資本金	20 百万円
フリガナ	トウキョウトチヨダクソトカンダX-XX-X (〒000-0000)	部署名	総務部
所在地	東京都千代田区外神田X-XX-X	役職	主任
電話番号	03 XXXX XXXX	勤務年数	8年0ヶ月
自営業の方のみ	開業/設立年月 (西暦) 年 月 年 商 百万円		

下記項目にご記入漏れがあった場合、受付できない場合がございます。必ず漏れがないようご記入ください。

連帯保証人予定者の税込年収	連帯保証人予定者のご利用中の他社借入金額(無担保借入)
450 万円	有() 件 万円 無()

<アプラス使用欄>

--	--	--	--

ブリッジローンについてのお問い合わせ先

株式会社アプラス ハウジングローンセンター
 ☎ 0570-550-035(有料) (受付時間 9:30~17:30 土日祝休)
 FAX: 03-6739-5657
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】（全体を通じて「本条項」といいます）

第1条（個人情報の取得、登録、利用、保有の同意）

金銭消費貸借契約申込者（以下「申込者」という。）、連帯保証人予定者及び担保提供予定者（金銭消費貸借契約、連帯保証契約又は担保提供契約が成立した場合の契約締結者を含む。以下これらを総称して「申込者等」という。）は、株式会社アプラス（以下「当社」という。）が、金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約を含む申込者等と当社との取引（以下「お取引」という。）に係る次の個人情報（変更後の情報を含む。）を、第2条（1）の業務において同条（2）の利用目的の達成に必要な範囲で、保護措置を講じた上で取得し、さらに当社が必要であると認めた場合には、当社が、申込者等の登記事項証明、住民票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図（データベースを含む。）、及びインターネット等から、申込者等の個人情報を取得し、それら申込者等の個人情報に登録、利用して、当社の定める期間（ただし他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。）保有することに同意します。

- (1) 所定の申込書（電磁的申込書を含む）、契約書等に申込者等が記載した属性情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、勤務先（お勤め先の内容）、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、資産負債、運転免許証等の記号番号、申込者等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報、届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報等の申込者等の属性に関する情報）（お取引開始後に当社が申込者等からの通知等により知った変更情報を含む。）
- (2) 金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する、申込日、契約締結日（融資日）、借入金額、毎月元金、ボーナス分加算元金、遅延損害金（実質年率）、返済方式、返済回数、返済方法、返済日、返済期間、資金使途、契約時における利率、約定返済額抵当権者、抵当物件等の「契約情報」
- (3) 金銭消費貸借契約、連帯保証契約及び担保提供契約に関する返済開始後の返済残高、月々の返済状況、履歴等の「取引情報」
- (4) 申込者等の信用判断のための情報（申込者等の資産、負債、収入、支出、当社等のお取引の取引情報（利用残高、月々の返済状況等）、お取引の現在の状況及び履歴に関する情報等）
- (5) 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報
- (6) 映像、音声情報（個人の肖像、音声を電磁的または光学的媒体等に記録したもの）

第2条（個人情報を利用する業務と利用目的）

- (1) 第1条に定める個人情報（以下「個人情報」という。）を利用する当社の業務は次のとおりとします。
 - ① クレジットカード業務等包括信用購入あっせん業務
 - ② オートローン・ショッピングクレジット等個別信用購入あっせん業務
 - ③ ローンカード・融資等金銭貸付業務
 - ④ 銀行ローン等保証業務
 - ⑤ 集金代行業務
 - ⑥ リース及びリースの代行業務
 - ⑦ 生命保険・損害保険の代理業務
 - ⑧ その他当社が営むことができる業務及びこれらに付帯する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）
- (2) 当社が個人情報を利用する利用目的は次のとおりとし、当該利用目的の達成に必要な範囲において第1条の個人情報を利用することに同意します。ただし、以下の③から⑥については、第1条（1）、（2）の個人情報のみ利用します。
 - ① 与信（保証審査・途上与信を含む。）を行うため、与信後の管理のため
 - ② 与信判断を伴わない各種取引の申込受付、契約締結、事後管理のため
 - ③ 市場調査、商品開発、金融商品・サービスに関する各種ご提案のため（アンケート実施、データ分析、システム開発、システム保守・運用等）
 - ④ お客様向け企画、宣伝物・印刷物等による営業案内のため（DMの送付、懸賞企画の実施、ご案内メールの送信等）
 - ⑤ 当社が、当社の親会社、子会社、グループ企業、提携企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動をするため
 - ⑥ お客様からのお問い合わせ事項、ご要望事項に回答、対応するため（当社商品のご提案、当社に対するご意見・ご質問の回答等）
 - ⑦ 税務・会計処理のため（納税、償却処理等）
 - ⑧ 加盟店取引のための加盟審査（途上審査を含む。）、取引管理・取引内容及びトラブルの未然防止のため
 - ⑨ 当社内における電話応対者の応対評価・教育研修に活かすため
 - ⑩ 防犯・安全管理のため
 - ⑪ 犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行、提携契約の履行、訴訟への対応
 - ⑫ 上記のほか契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行等のため

第3条（SBI新生銀行グループにおける共同利用）

申込者等は、当社が、株式会社SBI新生銀行（以下「SBI新生銀行」といいます。）及びそのグループ企業（ただし、当社の関連会社を除く。以下SBI新生銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条（1）及至（4）の個人情報（ただし、第5条の個人情報信用情報機関から取得した個人情報を除く。）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI新生銀行が責任を有するものとします。

- ① 申込者等へのSBI新生銀行グループ各社及び提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため
- ② 申込者等が利用されている商品・サービスのアフターサービス、及びグループ特典・優遇のご提供のため
- ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため

④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理及び適切な経営管理のため

※当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI新生銀行が責任を有するものとします。SBI新生銀行の住所・代表者はこちら
 会社概要/SBI新生銀行について/企業・IR/SBI新生銀行 (sbshinse ibanb.co.jp)

※SBI新生銀行グループとは、SBI新生銀行、ならびにSBI新生銀行の有価証券報告書等に記載するSBI新生銀行の連結子会社及び持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第4条（登記原因を証する情報としての提供の同意）

申込者等は、お取引に係る登記の申請の際、登記原因を証する情報としてお取引に係る契約書又はその写しが提供されることに同意します。また、提出された登記原因を証する情報が不動産登記法第121条第2項により利害関係人に対して閲覧に供されることについて異議はありません。

第5条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

(1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

- 申込者及び連帯保証人予定者は、下記の事項に同意します。
- ① 当社は、申込者及び連帯保証人予定者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、契約者に関する信用情報（(3) a. に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。
 - ② 上記①の照会により、これら信用情報機関に申込者及び連帯保証人予定者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、申込者及び連帯保証人予定者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

(2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

- 申込者及び連帯保証人予定者は、下記の事項に同意します。
- ① 当社は、申込者及び連帯保証人予定者に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	提供先：株式会社シー・アイ・シー
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実（債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合）	契約期間中及び契約終了後5年以内

- ② 上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。
- a. 株式会社シー・アイ・シー
 契約者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）。
 - (3) 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意
 申込者及び連帯保証人予定者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による申込者及び連帯保証人予定者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。
 - a. 信用情報機関が保有する信用情報
 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
 - ① 上記（2）により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - ② 信用情報機関が収集した①以外の情報
 - ③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
 - b. 信用情報機関による信用情報の利用
 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
 - ① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
 - ② 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出
 - (4) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供
 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（(3) ①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(3) ①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】（全体を通じて「本条項」といいます）

(5)当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関
当社が加盟する信用情報機関の名称等当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。
名称：株式会社シー・アイ・シー（略称C I C）※割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関
電話番号：0570-666-414 URL：<https://www.cic.co.jp/>
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(6)提携信用情報機関の名称等
提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。
①名称：株式会社日本信用情報機構（略称J I C C）
電話番号：0570-055-955 URL：<https://www.jicc.co.jp>
②名称：全国銀行個人信用情報センター（略称K S C）
電話番号：03-3214-5020
URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

(7)私が法人の場合には、本条の規定の適用は受けないものとします。

第6条（個人情報の預託等の同意）

(1)申込者等は、当社が事務処理（コンピューター事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
(2)申込者等は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条(1)、(2)、(3)の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
名称：アルファ債権回収株式会社
住所：〒104-0033 東京都中央区新川1丁目28番23号
東京ダイヤビルディング5号館

第7条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)申込者等は、当社及び第4条で記載する当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先等並びに第5条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、本規定の末尾記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページにおいてもお知らせしております。
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第5条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
③当社の提携先等に対して開示を求める場合には、当社に連絡してください。
(2)前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

第8条（本条項不同意の場合の措置）

申込者は、申込者等の中に本同意書の内容（第2条(2)②乃至⑥を除く）に同意しない者がいる場合、または第2条(2)②乃至⑥及び第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社がこれを理由として金銭消費貸借契約の締結を拒否することがあることに同意するものとします。

第9条（個人情報利用・提供停止の申出）

本同意書に基づき当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、申込者等が第2条(2)②乃至⑥及び第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。

第10条（契約が不成立の場合の同意）

申込者及び連帯保証人予定者は、金銭消費貸借契約又は連帯保証契約が不成立の場合であっても、本同意書に係る個人情報の利用、提供を停止できないことに同意します。

第11条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報については、コンプライアンス部が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合せ先は下記のとおりです。

●個人情報の取扱いに関する窓口

住所：〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9番1号 EDGE江坂
担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号：0570-001-770（ナビダイヤル）
URL：<https://www.aplus.co.jp/>

2026年1月

アプラスブリッジローン【借入条件】

以下、債務者とは、当社にブリッジローンの借入れを申し込んで、同ローンの借入れを受け又は受けることになった者をいい、債権者とはその場合の当社をいいます。

第1条(元利金の支払場所および方法)

1. 債務者は、元利金その他の債務を返済する時は、以下の口座へ振込みによる方法で返済を行います。なお、この場合において、返済に要した費用は債務者の負担とします。

新生銀行 本店

普通預金 No. 6321159

口座名義 株式会社アプラス

2. 債務者は、上記1により一括返済を行った場合には、債権者に対して領収書の交付を要求しません。ただし、債務者が特に領収書の交付を必要とする場合には、債権者に連絡のうえ交付を請求できるものとします。

3. 第1項に関わらず、債務者が第2条によつて繰上返済をする場合および第4条によつて債務の全額を返済しなければならない場合は、別途債権者が指定する方法および場所によつて支払うものとします。

第2条(繰上返済)

1. 債務者は、借入要項の規定に関わらず、期限前に本契約に基づく一切の債務(以下「本債務」という。)の全部を繰上げて返済することができるものとします。この場合は、繰上返済しようとする日(以下「繰上返済日」という。)の10営業日前までに債権者に通知します。

2. 債権者は債務者の支払った利息(その他、みなし利息を含む。)の利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超過した利息は債務者に返還するものとします。

第3条(分割借入の停止)

債務者について次条各号の事由の一つでも生じた場合は、債務者はこの契約による分割借入未実行額について借入れを受けることができないものとします。

第4条(期限の利益喪失)

1. 債務者は、債務者について次の(1)から(13)までのいずれかに該当し、又は担保提供者若しくは抵当物件について(4)から(8)若しくは(11)のいずれか(担保提供者が複数のときはいずれか一人に該当する場合及び抵当物件が複数のときは担保提供者を問わずそのうちの 하나가該当した場合を含む。)に該当した場合において、債権者が債務者に書面により返済請求を発したときは、債権者に請求が到達した日に本債務の全部につき期限の利益を失い、借入要項に定める返済方法によらず、直ちにその債務を返済します。

(1)借入金を借入要項に定める借入金の資金用途以外の用途に使用したとき。

(2)債権者の承諾を得ないで借入金の目的となった建築物(建前を含む。以下同じ)またはその敷地もしくは借地権(以下、これらを総称して「融資対象物件」という)を第三者に譲渡したとき。

(3)支払停止もしくは手形交換所の取引停止処分があったとき、破産手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始その他法的整理手続開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき。

(4)抵当物件もしくは融資対象物件、または融資対象物件ではない敷地もしくは借地権について差押えまたは競売手続の開始があったとき。

(5)抵当物件もしくは融資対象物件が滅失し、損傷し、または著しく減価されたとき。

(6)敷地の使用権原を失ったとき。

(7)抵当物件もしくは融資対象物件が法令により収用され、または使用されたとき。

(8)第三者から、融資対象物件について訴訟を提訴されたとき。

(9)債権者に提出した書類に虚偽があったときその他不正な方法により借入れをしたとき。

(10)本債務の返済原資である住宅ローン融資について、承認を解除されるなどの理由で融資が受けられなくなった場合。

(11)担保提供者が、債権者との間の抵当権設定契約証書第3条の定めを違反したとき又は同第4条に定める表明保証に違反していたことが判明したとき若しくは誓約に違反したとき。

(12)上記の他、本契約のいずれかの規定に違反したとき。

(13)前各号に準じるような債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。

2. 債務者は前項の規定によるほか、債務者の氏名、商号もしくは住所の変更後その通知を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によつて債権者に債務者の所在が不明になったときまたは債務者について破産手続開始の決定があったときは、債権者から債権者に対する返済請求があつても、本債務の全部につき当然に期限の利益を失うものとします。

第5条(物件管理義務)

債務者は、借入金目的となった融資対象物件を適正に維持管理するものとします。

第6条(調査および報告)

1. 債務者は、債権者または債権者の委嘱を受けた者が、抵当物件、債務者の事業状況または財務状況その他必要な事項に関して、調査をしようとするとき、報告を求めたときまたは帳簿その他の書類の提出もしくは提示を求めたときは、ただちにその要求に応じます。

2. 債務者は、前項による他、債権者または債権者の委嘱を受けた者が、抵当物件、債務者の事務所その他必要な場所に立ち入ることを承諾します。

第7条(承認および通知)

1. 債務者または連帯保証人(以下「債務者等」という。)が死亡した場合において、その相続につき単純承認が行われたとき(単純承認を行った相続人が二人以上いる場合に限りません。)、債務者等および単純承認に係る相続人は速やかに通知のうえ本債務または連帯保証債務の相続について債権者の承認を受けず。

2. 債務者等(死亡した場合はその相続人)は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合においては、ただちに債権者に通知します。

(1)債務者等が死亡したとき(前項に掲げる場合を除きます)

(2)債務者等について第4条第1項(3)、(4)、(13)に該当する事由が生じた場合その他債務者の信用状態もしくは経営に重大な変化が生じたときまたは生ずるおそれがあるとき。

(3)抵当物件について第4条第1項(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)又は(11)に該当したとき。

(4)連帯保証人またはその財産につき第4条第1項(3)、(4)、(13)に定める事由が生じた場合その他連帯保証人の信用状態が相当に悪化したと認められるとき。

3. 債務者等は、その氏名、住所、勤務先、指定預金口座その他の届出事項の変更があつたときは、ただちに債権者に通知します。債務者等が通知を怠る等債務者等の責めに帰すべき事由により、債権者が発した書面が差着し、もしくは到着しなかった場合または債務者等がこれを受領しなかった場合には、通常到達すべき時期に到達したものとします。

第8条(代わり証書等の差入れ)

債務者等は騒乱、災害等債権者の責めに帰すことのできない事由によつて証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合債権者から請求を受けたときは、代わり証書等を差し入れるものとします。

第9条(公正証書の作成)

債務者等は、債権者から請求を受けた場合には、債務者等の費用負担により、ただちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を認諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続を執ります。

第10条(費用の負担)

1. 債務者は次の(1)から(3)に該当する費用を負担します。

(1)この証書の作成に要する費用

(2)抵当権の設定、変更又は抹消に要する費用

(3)(1)及び(2)に掲げるもののほかこの契約の締結及びその履行に係る一切の費用

第11条(準拠法:合意管轄)

1. この契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従つて解釈されるものとします。

2. 債務者等又は担保提供者の常居所が日本以外の場合であっても、この契約の成立および効力ならびに方式については、当該常居所地法の強行規定の適用がないことを確認します。

3. 債務者等は、本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟の如何に関わらず東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第12条(債権譲渡)

1. 債務者は、債権者が将来この契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条においては「信託を含む。’)することおよび債権者が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 債務者は、債権者の事前の書面による承諾なくしてブリッジローンに基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。

第13条(債権者判断による融資実行のとりやめ)

債務者は、本契約に基づく借入れ(各分割借入を含む。本条において同じ。)が実行されるまでは、債権者が、第3条に定める場合のほかその判断により融資の実行をとりやめても異議ありません。

第14条(支払先を理由とする融資実行のとりやめ)

債務者は、建築請負契約の請負人その他借入れを受けた資金の支払先(本条において「支払先」という。)が、第17条1項各号のいずれかに該当し又はその疑いがあると判断される場合、請負契約上の完成義務等の支払先の債務者に対する義務の履行に懸念があると判断される場合その他支払先について相当な理由がある場合は、債権者が、その判断により融資の実行をとりやめても異議ありません。

第15条(連帯保証)

1. 連帯保証人は、この契約の条項を承認のうえ、債務者がこの契約によつて負担する一切の債務について、債務者と連帯して履行するものとします。

2. 債権者が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、債務者および他の連帯保証人に対しても当該請求の効力が生じるものとします。

3. 連帯保証人は、債権者がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によつて債権者から取得した権利は、債務者と債権者の間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している債務者の他の残債務がある場合には、債権者の同意がなければこれを行使しないものとします。

5. 債務者は、連帯保証人またはその財産につき第4条第1項(3)、(4)に定める事由が生じた場合のほか債権者が連帯保証人の信用状態が相当に悪化したときは、債権者の請求によつて債権者が相当と認める連帯保証人をたてまたは追加するものとします。

第16条(担保)

1. 債務者は、本債務の返済を担保するため、別途債権者に対して差入れる抵当権設定契約証書(以下「抵当権設定契約」という。)に基づき、債権者を権利とする抵当権を設定します。

2. 担保価格の減少、債務者の信用不安その他の事由が生じた場合、債務者は、債権者の請求に基づき、遅滞なく本契約に基づく債権者の債権を保全するに足る担保を追加し、あるいは変更して提供するものとします。

3. 債務者は、自ら提供した担保物件について変更若しくは権利設定をし又はこれを譲渡する場合、予め書面により債権者の承諾を得るものとします。

4. 債権者は、債務者が期限の利益を喪失した場合、法定の手続きによらず一般に妥当と認められる方法により担保を取立て又は処分し、その取得金から諸経費を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約に基づく債務の返済にあてることができず。この場合、なお債務者に残債務がある場合には、債務者はただちに返済するものとします。

5. 債務者の提供した担保につき、災害、事故その他の債権者の責めに帰さない事由により損害が生じた場合、債務者は、これにつき責任を負いません。

6. 抵当権抹消の登記に必要な書類は、債権者が本契約に基づく債務の完済を確認できたことを条件として、担保の所有者又はその代理人宛に交付されるものとします。当該書類の交付は、債権者が特に認めた場合を除き、郵送にて行われるものとします。

第17条(反社会的勢力の排除)

1. 債務者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。

- (1) 自己および自己の関係会社の役員および従業員ならびに自己の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「反社会的勢力」という)であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 債務者等は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて債権者の信用を毀損し、又は債権者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 債務者等が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、債務者等に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、債務者等はこれに応じるものとします。
4. 債務者等が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、債務者等との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、債務者等は当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下、これらを「損害等」といいます。)が生じた場合には、債務者等は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により債務者等に損害等が生じた場合であっても、債務者等は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
6. 第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、債務者等が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

第18条(諸法令等への適用)

1. 債務者は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、申込にあたり債権者に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む)するものとします。また、債務者は、本人確認書類と契約証書に記載の氏名、生年月日、住所等が相違する場合は、債権者の求めに応じて追加書類を提出するものとします。
2. 債務者は、債権者がマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、債務者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

第19条(情報提供)

1. 債務者は、本契約の締結に先立って、保証人(本条において個人に限ります。)に対し、次の各号に定める情報を提供したことおよび当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、保証人は、債務者から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 債務者の財産および収支の状況
 - (2) 債務者が本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - (3) 債務者が本契約に基づく債務の担保として他に提供しまたは提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
2. 債務者は、債権者が保証人(債務者の委託を受けていない保証人を含みます。)から債務者の本契約に基づく債務の履行状況について請求を受けた場合には、債権者が保証人に対して、民法第458条の2所定の情報を提供することについて異議ありません。
3. 債務者は、債務者が第4条に基づき期限の利益を喪失した場合には、債権者が保証人に対して、民法第458条の3第1項に基づき、その旨を通知することについて異議ありません。

〈貸金業務に係る指定紛争解決機関〉
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

2022年11月

アプラスブリッジローン借入申込必要書類

アプラスブリッジローンの借入申込に必要な書類は以下のとおりです。

添付いただく書類の欄にチェック(✓)を記入してください。

申込書関連書類	アプラスブリッジローン借入申込書(弊社所定/原本) 個人情報利用同意書(弊社所定/原本) 住民票の写し 本人確認書類 アプラスブリッジローン商品内容確認書(弊社所定/原本)			各種必要書類に関する 注意点・説明について 2ページ目以降をご確認ください
	「申込者」および「連帯保証人予定者」の方は、次の～いずれかの書類一式をご提出ください。			
所得証明関連書類	給与所得者	個人事業主又は確定申告の方	法人経営者	
	次のいずれかの書類・・・直近1年分 源泉徴収票 所得証明書 住民税課税証明書	次のいずれかの書類・・・直近1年分 所得税納税証明書 【その1】【その2】 確定申告書 収支内訳書 青色申告決算書	次のすべての書類・・・直近2年分 法人決算報告書 勘定科目明細書 左記「給与所得者」の いずれかの書類(直近1年分)	
住宅ローン・物件関連書類	住宅ローン融資承認通知書 工事請負契約書/同約款 土地の売買契約書/同約款 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)(発行日から3ヶ月以内のもの) 地主の承諾書(弊社所定/原本) 建築確認申請書(1～6面) 住宅ローン金融機関へ提出した書類(資金計画書・給与証明書・職歴書等)			
	住宅の建築において土地の売買が無い場合は以下の書類は不要です。			
その他	土地売買の重要事項説明書 公図 地積測量図			
	団体信用生命保険 加入申込書兼告知書(原本)			

ご提出書類に不備・不足がある場合、通常よりも受付審査のお手続きに時間が掛かる場合がございます。

当社が必要と認めた場合は、上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

ご提出いただく書類は、原則として返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

諸費用融資を希望される方は、融資毎に「諸費用の支払い先が発行した見積書、注文請書の明細(コピー)」が必要となります。



<お問い合わせ先>
 株式会社アプラス ハウジングローンセンター
 TEL: 0570-550-035
 (受付時間 9:30～17:30 土日祝休)

0570(ナビダイヤル)は有料です。
 お電話の際は番号をお確かめのうえ、おかけ間違いにご注意ください。

申込関連書類について

書類名	原本/コピー	チェックポイント
借入申込書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人と連帯保証人それぞれ、自書・捺印が必要です ・住宅ローンの連帯債務者（連帯保証人）は、本件の借入に際して連帯保証人となっていただきます ・住宅ローンがペアローンの場合は、ペアの方のどちらかを申込人、どちらかを連帯保証人欄にご記入のうえ、1件としてお申し込みください
個人情報利用同意書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人と保証人それぞれ、自書・捺印が必要です ・施工会社（建物工事請負会社）名の記入欄は必ずご記入ください（不備のある場合、審査回答が遅れる場合がございます） また、施工会社名は正確な法人名称をお書きください（請負契約書記載の事業者名）
住民票	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から6ヶ月以内のもの ・申込人、連帯保証人それぞれ必要です ・世帯全員分の住民票の場合、すべてのページのご提出が必要となります
商品内容確認書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人の自書・捺印が必要です ・該当する項目にチェックマークをご記入ください

住宅ローン・物件関連書類について

住宅ローン融資承認通知書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・必須項目が記載された本審査の結果をご提出ください WEB承認画面の印刷も受付可能です <p style="text-align: center;">記載必須項目：氏名、融資金融機関名、承認結果、承認金額、承認日、融資条件欄</p>
工事請負契約書・約款	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・締結済（署名・捺印・印紙税納付済）の契約書と約款をご提出ください ・電子契約の場合、電子契約締結合意書のご提出が必要です
土地の売買契約書・約款	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・締結済（署名・捺印・印紙税納付済）の契約書をご提出ください ・電子契約の場合、電子契約締結合意書のご提出が必要です
土地の重要事項説明書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・上記売買契約書と一緒に受け取られたものをご提出ください
土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3ヶ月以内のもの（オンライン取得のものでも可） ・分筆前・・・分筆予定図ないしは分筆後の区画がわかる図面をご提出ください ・仮換地・・・仮換地証明書、重ね図、明細図、案内図等をご提出ください
地主の承諾書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人以外のご親族名義の土地に建物を建てる場合に必要となります ・担保提供者にて署名・捺印、申込人にて署名、および該当の土地内容を記入しご提出ください ・担保提供者が複数人いる場合は、人数分のコピーをお取りいただき、それぞれご記入ください
建築確認申請書 （1～6面）	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリッジローンの資金用途に「土地購入代金」が含まれる場合は、提出不要です ・2015年6月の法令改正前の申請書は第5面までの提出で結構です ・確認申請前でも、申請事項を記載している雛形で受付可能です
公図・地積測量図	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の内容のものをご提出ください

団体信用生命保険付保に関して 加入希望の方のみ

団体信用生命保険 加入申込書兼告知書	原本	<ul style="list-style-type: none"> ・告知の期限は180日となります。ご融資までに期限を超えてしまった場合は、再度告知書をご提出いただき、保険会社の審査を行います ・5,000万円以上の融資総額で団体信用生命保険の適用を受ける方は、告知書の他に保険会社制定の「健康診断結果証明書（指定書式）」の提出も必要となります（資料請求時に告知書と合わせて送付いたします） ・被保険者様控 は提出不要です。切離してご自身で保管をお願いいたします
-----------------------	----	--

本人確認書類について いずれか1点

すべての確認書類において、有効期限内かつ現住所と記載住所が一致していることが必要です

書類名	原本/コピー	チェックポイント
運転免許証	コピー	・裏表両面をご提出ください ・表面の「本籍地」「免許の条件等」を黒く塗りつぶしてご提出ください
パスポート	コピー	・顔写真のページおよび住所を記載したページをご提出ください ・2020年4月以降に申請したパスポートは、所持人記入欄が無いためご利用いただけません
マイナンバー(個人番号)カード	コピー	・表面のみご提出ください
在留カードまたは特別永住者証明書	コピー	・記載内容が判別できるよう、全面をご提出ください
資格確認書	コピー	個人番号カードを保有しない等の状況にある方に提供されます

建替えで仮住まいにお住まいの方は、別紙「申込時点で既に、仮住まいにお申込みの方へ」をご確認の上、必要書類をご提出ください。

申込時点で既に、仮住まいにお申込みの方へ		・仮住まい先のご住所を記入しご提出ください。 ・[2]欄に記載のある、「申込者のお名前」と「仮住まい先の住所」が記載されている書類2点をご提出ください
----------------------	--	--

所得証明関連書類について

給与所得者の方

源泉徴収票	コピー	[取得先：お勤め先] ・直近1年分 ・公的年金および退職所得等の源泉徴収は除きます
所得証明書または住民税決定通知書	コピー	[取得先：各自治体] ・直近1年分 ・自治体によって名称が異なる場合がありますので役場に直接ご確認ください
住民税課税証明書	コピー	[取得先：各自治体] ・直近1年分 ・「所得金額」「支払い給与の総額」の記載があるもの

個人事業主または確定申告をされている方

所得税納税証明書(その1,その2)	コピー	[取得先：税務署] ・直近1年分
確定申告書(収支内訳書、青色申告決算書)	コピー	・確定申告書(第1表)の記載内容が分かるようにコピーしてください ・税務署の受付印のあるもの ・電子申告で手続きをされた方は、申告が受理されたことが分かる証明書を出力したものを併せてご提出ください ・付表、収支内訳、青色申告等の税務署提出資料も併せてご提出ください

法人経営者の方

法人決算報告書	コピー	・直近2年分 決算年度、法人名がわかるページ ・損益計算書、貸借対照表をご提出ください
勘定科目明細	コピー	・直近2年分 決算年度、法人名がわかるもの

以下に該当される方は、追加書類のご提出をお願いいたします

前年1月1日以降に転職もしくは復職をされた方	コピー	・直近2ヶ月分以上の給与明細書 ・(復職をされた方のみ)休職期間が確認できる書類
休職中の方	コピー	・休職期間が確認できる書類 ・休職前の所得証明関連書類(丸一年勤務されていた年のもの)

お申込からご融資までの流れ



申込書類のご提出

申込書類につきましては、
ご郵送でお願いします。

- ・「アプラスブリッジローン借入申込書」
- ・「必要書類」…別紙必要書類一覧をご参照下さい

郵送先

〒103-8312

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル
株式会社アプラス ハウジングローンセンター



受付・審査 審査結果のご連絡

- ・受付確認の為、お電話をいれさせて頂く場合がございます。
営業時間：9:30～17:30
- ・審査結果につきましては、電話または郵送にてご回答をさせて頂きます。



3営業日以降



ご契約手続き

融資日の連絡

- ・ご自宅に「ご提出書類と今後のお手続きについてのご案内」等のご契約手続き書類が届きましたら、融資日の確認のため、**アプラスへご連絡**をお願いします。
- ・契約書類の発送は、融資日の10営業日前となりますので、アプラスへのご連絡はお早めをお願いします。



ご契約準備

- ・融資日をご連絡いただく際に「**借入金額連絡票**」、「**融資実行連絡票**」、「**資金計画書**」の提出が必要となります。
- ・詳しくは、「ご提出書類と今後のお手続きについてのご案内」をご参照ください。
ご記入頂きます各項目と金額につきましては、事業者のご担当者様とご相談の上ご記入ください。



契約書類の発送

契約書類等の発送

契約・融資実行に必要な書類をご自宅に郵送いたします。



融資日の10営業日前に発送



契約書類の返送

- ・契約書類ご記入後、融資日の3営業日前までに契約書類等をアプラスへご返送願います。



融資日の3営業日前までに返送



契約確認のご連絡

- ・ご契約に関する確認のため電話にてご連絡させて頂きます。



ご融資

- ・ご融資当日、入金の確認をお願いします。
【土地つなぎ】お客様名義の金融機関口座
【建物つなぎ】お客様指定の金融機関口座(工事会社様への代理受領可)

アプラス ブリッジローン商品内容確認書

私は、アプラス ブリッジローンの下記内容について理解したうえで、借入申込みを行ないます。

項目	内容	確認欄
土地代金の融資をご希望される方	<p>購入する土地に「古屋(ふるや:古い建物)」の建物登記が存在する場合 ①②のいずれかの対応が必要となります。 ①土地融資実行依頼時まで、滅失登記の確認できる書面の提出 ②土地所有権移転と同時に、買主様へ建物所有権の移転登記を行う 上記①②いずれかの対応ができない場合、ご融資出来ません。</p> <p>※古屋の建物登記存在の有無や、上記①②の対応が可能かご不明の方は お手数ですが、売主様もしくは仲介業者様にご確認願います。</p>	※土地購入代金の場合 <input type="checkbox"/>
登記手続きについて	<p>土地購入代金の融資をご利用いただく場合、 ①土地の所有権移転の手続きはアプラス指定の司法書士で行います。 ②審査の結果、アプラスを第一順位とする抵当権(仮登記)の設定を行う場合も 設定・抹消の手続きはアプラス指定の司法書士でおこないます。</p>	※土地購入代金の場合 <input type="checkbox"/>
	<p>建物建築資金のみのご利用でも、審査の結果、当該建設予定地に アプラスを第1順位とする抵当権(仮登記)を設定する場合がございます。 抵当権(仮登記)の設定・抹消の手続きは、アプラス指定の司法書士となります。</p>	※建築資金借入の場合 <input type="checkbox"/>
融資時期について	<p>融資実行日については別途お打ち合わせが必要となります。</p> <p>①土地購入代金:土地購入代金決済日(=所有権移転登記日) ②建物建築代金 ・着工金:建築確認済証もしくは基礎配筋現場検査合格証提出日以降 ・中間金:上棟がわかる写真(看板・建物・全体景観)もしくは 中間検査合格証提出日以降 ・竣工金:竣工現場検査合格証提出日以降</p>	<input type="checkbox"/>
諸費用の融資をご希望される方	<p>融資実行依頼の際に、 利用希望の諸費用が記載された建築会社の資金計画書または、 諸費用の支払い先が発行した見積書、注文請書の明細(コピー)が必要です。 諸費用の見積書が提出できない場合は、諸費用融資対象外となります。</p>	<input type="checkbox"/>
団体信用生命保険について	<p>団体信用生命保険にご加入希望の方は、 申込時に「団体信用生命保険加入申込書兼告知書」の提出が必要となります。</p>	<input type="checkbox"/>
建築事業者のご利用枠制限	<p>建築事業者様には一定のご利用制限があります。 建築事業者様のご利用状況によっては、お取り扱いできない場合がございますので、 ご承知おきください。</p>	<input type="checkbox"/>

※該当する確認欄すべてにチェック願います。

年 月 日

申込者

氏名



原本は弊社へご返送下さい。
 お客様のお手許にはコピー等写しを取り、保管下さい。

地主の承諾書

年 月 日

株式会社アプラス 御中

土地所有者（共有者）兼 住所 _____

担保提供者予定者 氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

申込人との関係 _____

借地人（共有者）兼 住所 _____

借入申込人（借入予定者） 氏名 _____

土地所有者（共有者）兼担保提供者予定者（以下私）は、下記表示の土地に { 1 借地人 }
{ 2 共有者 }
が建物を建築し、貴社のために当該土地に抵当権を設定することを承諾します。

記

1. 土地の表示（登記事項証明書上）

所在地 _____

地 積 _____ m²
(土地の一部を貸している場合：上記のうち _____ m²)

-
- 【ご注意】 番号のある箇所は、該当する番号に○印をつけてください。
なお、次の事項を承諾のうえ、この承諾書を発行してください。
(この承諾書に印鑑証明書を添付する必要はありません。)
- 土地所有者が2名以上のときは、全員の署名・捺印が必要です。
 - 建築した建物には、アプラスの抵当権を設定します。
(ブリッジローンは対象外)
 - 土地に抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消していただきます。

記入例

地主の承諾書

ご記入日を必ずご記入ください

20** 年 ** 月 ** 日

株式会社アプラス 御中

土地所有者（共有者）兼 住所 _____

担保提供者予定者 氏名 _____ 印

担保提供者様の住所、氏名、生年月日、
申込人との関係をご記入ください 生年月日 _____ 年 月 日生

申込人との関係 _____

借地人（共有者）兼 住所 _____

借入申込人（借入予定者） 氏名 _____

お申込者様の住所、氏名をご記入ください

土地所有者（共有者）兼担保提供者予定者（以下私）は、下記表示の土地に { 1 借地人 }
{ 2 共有者 }
が建物を建築し、貴社のために当該土地に抵当権を設定することを承諾します。

該当項目に○をご記入ください

記

1. 土地の表示（登記事項証明書上）

所在地 _____

地積 _____ m²
(土地の一部を貸している場合：上記のうち _____ m²)

- ・土地の登記事項証明書を参考に、所在地、地積をご記入ください。（土地の一部を貸している場合は、上記のうちの面積をご記入ください。）
- ・住宅ローンで担保設定予定のすべての土地が対象となります。すべての地番と合計の地積をご記入ください。

(フラットローンは対象外)

3. 土地に抵当権等の権利が設定されている場合は、抹消していただきます。

登記手続きに関するご案内

1. アプラスブリッジローンでは、土地購入代金のご融資の際、所有権移転登記の登記設定は弊社指定の司法書士をご利用いただきます。また、登記に関わる費用が必要となります。
2. アプラスブリッジローンでは、審査の結果、土地に担保権の設定(仮登記)が必要となった場合、担保権の設定登記には必ず弊社指定の司法書士をご利用いただきます。また、登記に関わる費用が必要となります。
3. 土地の所有権移転登記には、対象の土地の評価証明書(本年度分)が必要になります。この評価証明書は現在の土地の所有権者様に取得していただくもので、登記申請や事前の登記費用(登録免許税部分)の算出に必要なものになります。
4. 土地購入代金のご融資可能時間は商談当日のAM9:30～AM11:00となります。必ず上記時間内に融資が実行できるよう、ご商談を設定してください。売主様、買主様(連帯保証人様含む)、弊社指定司法書士でお集まりいただき商談内容を確認後、弊社指定の司法書士が融資実行可能と判断した段階で融資を実行いたします。尚、集合場所等につきましては、関係者間でご調整の上、決定願います。

※AM11:00以降のお振込みは出来ませんのでご注意ください。

以上4点に関しまして、事業者様及び仲介業者様へのご連絡をお願い致します。

司法書士側より必要とされる一般的な書類のご案内を添付致します。
参考としてご参照ください。

添付内容の書類は当社ではなく司法書士へ提出予定の書類となります。
審査申込の段階ではご提出の必要はありません。
審査承認後、金銭消費貸借契約のお手続きの際に、印鑑証明と住民票を
ご提出いただきます。

登記必要書類ご案内

ご用意いただきます登記に関する書類等は原則として次のとおりとなります。
(ただし、案件に応じて追加的に必要書類等が生じる場合がございます。)

<土地ご融資をご希望の方>

1. 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

《所有権移転を行うにあたり》

※名義を共有される方は共有者1名につき印鑑証明書1通ご用意下さい。

《権利設定も併せて行うにあたり》

※ご購入の土地の現所有者様すべての印鑑証明が必要です。

2. 住民票

《所有権移転の場合》

※買主複数名の場合で、同一世帯の方が共有されるときは、共有される方の記載された世帯分の住民票1通で結構です。

※買主複数名の場合で、同一世帯でない方が共有されるときは、共有者1名につき住民票1通をご用意下さい。

※1・2の書類に関しましては、金銭消費貸借契約のお手続きの際にご提出頂きます。
なお、上記とは別に金銭消費貸借契約にて印鑑証明書が1通必要となる旨ご了承下さい。

3. ご実印（認印不可）

4. ご本人様確認書類

5. 登記費用

6. その他

融資当日に株式会社アプラスより振り込まれる銀行口座の通帳、銀行印等の出金や送金に必要なもの（こちらにつきましては、必ず、お取引銀行や仲介業者様に別途ご確認下さい）

また、登記用の司法書士への委任状や登記申請に必要な書類は司法書士にて作成し、ご署名ご捺印いただきます。

個人情報利用同意書

年 月 日

株式会社 アプラス 御中

申込人	住所	
	氏名	印
連帯保証人予定者	住所	
	氏名	印

申込人および連帯保証人予定者(以下、これらを「私ら」といいます。)は、申込人が、貴社に対して、下記(1)記載の施工会社(以下、「施工会社」といいます。)に対する支払いが必要となる資金(土地購入代金・建物建築代金等)の貸付けに係る貴社が提供するブリッジローン(以下、「ブリッジローン」といいます。)の借入申込みを行うにあたり、下記(2)記載の利用目的の達成のため、下記(3)記載の個人情報を、貴社が施工会社に対して提供することに同意し、本書を貴社に差し入れます。

記

(1) 貴社が個人情報を第三者提供する施工会社

(施工会社名) _____

(2) 施工会社における個人情報の利用目的

- ①土地売買契約または工事請負契約に基づく施工会社の義務の履行(工事施工・進捗管理)を適正に実施するため。
- ②その他、上記①に付随する業務を円滑に履行するため。

(3) 貴社が施工会社に対して提供する個人情報

貴社が私らの同意を得て収集したブリッジローンに関する情報であって、申込人と施工会社との土地売買契約または工事請負契約若しくはそれらの契約の履行のために施工会社が必要とする情報のうち、貴社が認めた情報(申込人が貴社に申込みを行うブリッジローンに係る審査結果を含む)。

以上

記入例

個人情報利用同意書

ご記入日を必ずご記入ください。

20**年4月1日

株式会社 アプラス 御中

【連帯保証人様がいらっしゃる場合】
連帯保証人様がいらっしゃる場合には、連帯保証人予定者様欄にご記入・ご捺印願います。

申込人	住所	東京都墨田区錦糸 1-2-1	
	氏名	アプラス 太郎	印
連帯保証人予定者	住所	東京都墨田区錦糸 1-2-1	
	氏名	アプラス 花子	印

申込人および連帯保証人予定者(以下、これらを「私ら」といいます。)は、申込人が、貴社に対して、下記(1)記載の施工会社(以下、「施工会社」といいます。)に対する支払いが必要となる資金(土地購入代金・建物建築代金等)の貸付けに係る貴社が提供するブリッジローン(以下、「ブリッジローン」といいます。)の借入申込みを行うにあたり、下記(2)記載の利用目的の達成のため、下記(3)記載の個人情報を、貴社が施工会社に対して提供することに同意し、本書を貴社に差し入れます。

記

(1) 貴社が個人情報を第三者提供する施工会社

(施工会社名) 株式会社アプラス工務店

必ずご記入ください。

(2) 施工会社における個人情報の利用目的

- ①土地売買契約または工事請負契約に基づく施工会社の義務の履行(工事施工・進捗管理)を適正に実施するため。
- ②その他、上記①に付随する業務を円滑に履行するため。

(3) 貴社が施工会社に対して提供する個人情報

貴社が私らの同意を得て収集したブリッジローンに関する情報であって、申込人と施工会社との土地売買契約または工事請負契約若しくはそれらの契約の履行のために施工会社が必要とする情報のうち、貴社が認めた情報(申込人が貴社に申込みを行うブリッジローンに係る審査結果を含む)。

以上

申込時点で既に、仮住まいにお住いの方へ

- ・借入申込書の「ご住所」は印鑑証明書と同じ住所をご記入ください。
- ・尚、当社お申込みの時点で仮住まいをされており、現住所が印鑑証明書の住所と相違している場合は、以下【1】に現住所をご記入した上で、【2】に記載の現住所が確認できる書類をその他の必要書類と合わせて、借入申込書と一緒にご提出下さい。（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」による本人特定作業を行う為に、必要な対応となります）

【1】 現住所（仮住まい）をご記入下さい

<ご住所>

〒	—

【2】申込者の「お名前」と「現住所（仮住まい）」が記載されている以下の書類2点（コピー）をご提出ください

- (1) 納税証明書
- (2) 社会保険領収書
- (3) 公共料金領収書
 - ①電力会社領収書 →
 - ②水道局領収書
 - ③ガス会社領収書（プロパンガスの領収書はお取り扱いできません）
 - ④NHK領収書
 - ⑤電話料金領収書（固定電話に限定、携帯電話は不可になります）
- (4) パスポート（住所変更がなされているもの）
- (5) 健康保険証（住所変更がなされているもの）

公共料金領収書は発行後6ヶ月以内のもので、且つ申込者名義限定になります。●家族名義の領収書はお取り扱いできません

※現住所と印鑑証明書の住所が同一の場合、本書類の提出は不要です。

以上

お客さま各位

株式会社アプラス

「アプラス ブリッジローン」竣工金のお取扱いに関して

お客さまにおかれましては、今回「アプラス ブリッジローン」の資料請求をしていただき、誠にありがとうございます。

つきましては、現在「アプラスブリッジローン」の竣工金のお取扱いに関しましては、以下の通りのお取扱いとなっておりますので、ご案内いたします。
何卒ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

【竣工金 お取扱い内容】

- アプラス ブリッジローンにおける「竣工金」単体によるお申込みは
現在、受付をしておりません。
必ず土地購入資金、着工金、中間金のご融資と合わせた形でのお申込みを
お願い致します。

敬具

本件に関するお問い合わせ先



ハウジングローンセンター
電話：0570-550-035
受付時間 9:30~17:30 (土日祝休)

ブリッジローン 対象となる諸費用一覧

初回融資時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印紙代（ブリッジローン金銭消費貸借契約証書） (2) ブリッジローン融資事務手数料
土地購入代金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印紙代（土地売買契約書） (2) 登記費用 ※所有権移転登記およびブリッジローン抵当権仮登記 (3) 土地売買における不動産仲介手数料 (4) 解体工事費用 ※古家付きの土地を購入し更地にする場合
着工金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 印紙代（工事請負契約書） (2) 解体工事費用（住宅の工事請負契約と別契約の場合） ※建替え時の現住居の解体工事 なお、仮住まいをされる方は別紙の注意事項をご参照ください (3) 外構工事費用（住宅の工事請負契約と別契約の場合） ※整地・土留め・塀・門扉・エクステリア・造園など (4) 各種検査費用 ※建築確認・建設住宅性能評価（長期優良住宅・低炭素住宅・ZEH）
中間金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種検査費用 ※中間検査（構造検査）
竣工金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種検査費用 ※完了検査 (2) 登記費用 ※建物表示・保存登記およびブリッジローン抵当権仮登記抹消費用

【ご参考】印紙税額

契約金額		印紙税額
100万円超	500万円以下	2千円
500万円超	1千万円以下	1万円
1千万円超	5千万円以下	2万円
5千万円超	1億円以下	6万円
1億円超	5億円以下	10万円

お客さま各位

株式会社アプラス

団体信用生命保険のご加入及びお申込書類の返送先について

1. 団体信用生命保険に加入ご希望の方へ

- (1) 団体信用生命保険（以下、団信）へ加入ご希望の方は、弊社へご連絡頂き、予め「団信加入申込書兼告知書」を別途お取り寄せ願います。
- (2) 「団信加入申込書兼告知書」につきましては、申込み書類に同封致しました「アプラスブリッジローン借入申込必要書類」の2ページ目に説明書がございますので、あわせてご確認ください。

2. 「アプラスブリッジローンお申込書類」及び「団信加入申込書兼告知書」の返送先およびお問合せ先について

〒103-8312

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル

株式会社アプラス ハウジングローンセンター 行

電話番号 0570-550-035

(営業時間 9:30~17:30 土日祝休)

以上

